

保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）〔概要〕

平成22年 3月24日  
保育士養成課程等検討会

保育士養成課程の改正及びそれに伴う保育士試験の見直し等について、保育士養成課程等検討会を昨年11月から本年3月までの間計6回にわたり開催し検討を行ってきた。

これまでの議論を踏まえ、保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）の改定を受け、できる限り早期に改正することが必要な保育士養成課程及び保育士試験の改正については、「中間まとめ」として、次のとおり取りまとめを行うこととし、今後の制度改革等の動向を踏まえた保育士養成に係る諸問題については、引き続き検討を行うこととした。

なお、保育指針の改定を受けた保育士養成課程の改正については、平成23年度入学生から、保育士試験については、受験者の負担を考慮し、一定の周知期間を設けて実施する方向で検討すべきである。

1 保育士養成課程の改正について（別紙1）

○教科目の新設

- ・「保育者論」（講義2単位）  
現行の「保育原理」から保育士の役割と責務、制度的位置づけなどを分割し、「保育者論」を新設。
- ・「保育の心理学Ⅰ」（講義2単位）、「保育の心理学Ⅱ」（演習1単位）  
「教育心理学」と「発達心理学」を統合し「保育の心理学」を新設。
- ・「保育課程論」（講義2単位）  
保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことを踏まえ、「保育課程論」を新設。
- ・「保育相談支援」（演習1科目）  
現行の「社会福祉援助技術」を分割し、「保護者に対する保育指導」を学ぶ「保育相談支援」を新設。

○教科目の名称の変更等

- ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・「養護原理」 → 「社会的養護」
- ・「養護内容」 → 「社会的養護内容」

- ・「小児保健」 → 「子どもの保健Ⅰ」「子どもの保健Ⅱ」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」
- ・「家族援助論」 → 「家庭支援論」
- ・「社会福祉援助技術」 → 「相談援助」
- ・「基礎技能」 → 「保育表現技術」

○単位数の変更

- ・「保育原理」 4単位→2単位  
「保育者論」(2単位)を設置するため、単位数を変更。
- ・「障がい児保育」1単位→2単位
- ・「保育実習Ⅰ」「保育実習指導」計5単位 → 「保育実習Ⅰ」4単位  
「保育実習指導Ⅰ」2単位
- ・選択必修科目である「保育実習Ⅱ又はⅢ」に、「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」の1単位を加える。

○保育実習Ⅰにおける実習受け入れ施設の範囲や要件の見直し

実習受け入れ施設について、「居住型児童福祉施設等」での実習を居住型に限定せず、障害児通所施設等を加える。

2 保育士試験について(別紙2)

保育士養成課程の改正に伴い、所要の改正を行う。

○試験科目の変更

- ・「小児保健」、「精神保健」 → 「子どもの保健」
- ・「発達心理学」 → 「保育の心理学」
- ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・「養護原理」 → 「社会的養護」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」

○実技試験の分野の統合(4分野→3分野)及び分野名の変更

- ・「言語」、「一般保育」 → 「言語表現に関する技術」
- ・「音楽」 → 「音楽表現に関する技術」
- ・「造形」 → 「造形表現に関する技術」

## 保育士養成課程の改正について

	現 行				改 正 案			
	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数
教 養 科 目		外国語 (演習)	2以上			外国語 (演習)	2以上	
		体育 (講義)	1	1		体育 (講義)	1	1
		体育 (実技)	1	1		体育 (実技)	1	1
		その他	6以上			その他	6以上	
	教 養 科 目 計		10以上	8以上	教 養 科 目 計		10以上	8以上
必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉 (講義)	2	2	保育の本質・目的に関する科目	保育原理 (講義)	2	2
		社会福祉援助技術 (演習)	2	2		教育原理 (講義)	2	2
		児童福祉 (講義)	2	2		児童家庭福祉 (講義)	2	2
		保育原理 (講義)	4	4		社会福祉 (講義)	2	2
		養護原理 (講義)	2	2		相談援助 (演習)	1	1
		教育原理 (講義)	2	2		社会的養護 (講義)	2	2
		計14	計14		計13	計13		
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学 (講義)	2	2	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ (講義)	2	2
		教育心理学 (講義)	2	2		保育の心理学Ⅱ (演習)	1	1
		小児保健 (講義・実習)	5	5		子どもの保健Ⅰ (講義)	4	4
小児栄養 (演習)		2	2	子どもの保健Ⅱ (演習)		1	1	
精神保健 (講義)		2	2	子どもの食と栄養 (演習)		2	2	
家族援助論 (講義)		2	2	家庭支援論 (講義)		2	2	
	計15	計15		計12	計12			
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容 (演習)	6	6	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論 (講義)	2	2	
	乳児保育 (演習)	2	2		保育内容総論 (演習)	1	1	
	障害児保育 (演習)	1	1		保育内容演習 (演習)	5	5	
	養護内容 (演習)	1	1		乳児保育 (演習)	2	2	
					障がい児保育 (演習)	2	2	
					社会的養護内容 (演習)	1	1	
	計10	計10		計14	計14			
基礎技能	基礎技能 (演習)	4	4	保育の表現技術	保育表現技術 (演習)	4	4	
保育実習	保育実習 (実習)	5	5	保育実習	保育実習Ⅰ (実習)	4	4	
					保育実習指導Ⅰ (演習)	2	2	
総合演習	総合演習 (演習)	2	2	総合演習	保育実践演習 (演習)	2	2	
	必 修 科 目 計		50	50	必 修 科 目 計		51	51
選 択 必 修 科 目	保育に関する科目 (上記の系列より科目設定)		17以上	8以上	保育に関する科目 (上記の系列より科目設定)		15以上	6以上
	保育実習Ⅱ又はⅢ (実習)		2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ (実習)		2	2
					保育実習指導Ⅱ又はⅢ (演習)		1	1
	選 択 必 修 科 目 計		19以上	10以上	選 択 必 修 科 目 計		18以上	9以上
	合 計		79以上	68以上	合 計		79以上	68以上

# 保育士試験の改正について

## 1 試験科目の見直し

(現 行)			(改正案)			
科 目	時間(分)	満点		科 目	時間(分)	満点
社会福祉	60	100	→	社会福祉	60	100
児童福祉	60	100	→	児童家庭福祉	60	100
発達心理学	30	50	→	保育の心理学	60	100
精神保健	30	50	→	子どもの保健	60	100
小児保健	60	100				
小児栄養	60	100	→	子どもの食と栄養	60	100
保育原理	60	100	→	保育原理	60	100
教育原理	30	50	→	教育原理	30	50
養護原理	30	50	→	社会的養護	30	50
保育実習理論	60	100	→	保育実習理論	60	100
保育実習実技	(都道府県で定める)	100	→	保育実習実技	(都道府県で定める)	100

## 2 実技試験(保育実習実技)の分野の見直し

### (1)分野の統合

言語、一般保育→言語表現に関する技術

### (2)分野名の変更

音楽→音楽表現に関する技術  
 絵画制作→造形表現に関する技術

### (3)実施方法の変更

(改正前)実施者が4分野から3分野を選択し、受験者がその3分野から2分野を選択。

↓  
 (改正後)受験者が3分野から2分野を選択。

(現 行)		(改正案)	
分 野		分 野	
音楽	→	音楽表現に関する技術	
絵画制作	→	造形表現に関する技術	
言語	→	言語表現に関する技術	
一般保育			

(参考) 保育士養成課程等検討会委員

- |   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
|   | 網野 武博 | 東京家政大学教授          |
|   | 上村 初美 | 全国保育士会副会長         |
|   | 埋橋 玲子 | 四天王寺大学教授          |
| ○ | 大嶋 恭二 | 共立女子大学教授          |
|   | 倉掛 秀人 | せいがの森保育園園長        |
| ◎ | 汐見 稔幸 | 白梅学園大学学長          |
|   | 藤林 慶子 | 東洋大学准教授           |
|   | 増田まゆみ | 目白大学教授            |
|   | 矢藤誠慈郎 | 愛知東邦大学教授          |
|   | 山本 敏昭 | 横浜市子ども青少年局子育て支援部長 |

(◎ : 座長、○ : 座長代理)

(五十音順、敬称略)

## 保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）

平成22年3月24日

保育士養成課程等検討会

はじめに

本検討会は、昨年11月から本年3月まで6回にわたり、保育士養成課程の改正及びそれに伴う保育士試験の見直し等について検討を行ってきた。

このたび、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり取りまとめを行うとともに、今後の保育士養成課程の方向性について提言したものが本報告書（中間まとめ）である。

「中間まとめ」の取りまとめに当たっては、保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）の改定を受け、できる限り早期に改正することが必要な保育士養成課程及び保育士試験の改正に関する内容を第1部とし、改定案を決定した。また、今後の制度改革等の動向を踏まえた保育士養成における検討課題に関する内容を第2部とし、今後の検討につなげることとした。

第1部の保育指針の改定を受けた保育士養成課程の改正については平成23年度入学生から、保育士試験については、受験者の負担を考慮し、一定の周知期間を設けて実施する方向で検討すべきと考える。

本検討会における検討内容やその結果に基づき、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）の修業教科目、単位数及び教科目の目標・内容並びに履修方法が改正されることが望まれる。新たな保育士養成課程が、全国の養成施設における養成課程に十分に反映されることを期待するとともに、保育士の一定水準の確保及び専門性の向上に資するものとなることを願うものである。

なお、本検討会は、今後も適宜、必要に応じて開催され、保育士養成等について継続的に検討することが必要である。このため、平成21年度における検討会での議論を踏まえた本報告書を「中間まとめ」とした。

## 第1部 保育士養成課程及び保育士試験の改正

### 1. 保育士養成課程の改正について

#### (1) 改正・見直しの背景

##### ①保育士養成の現状

保育士養成（平成13年以前は「保母養成」）は昭和23年の制度開始以来60年以上の歴史を持つが、近年は保育需要の拡大に伴い、養成施設が増えている（平成15年：415か所、平成21年：583か所）。このうち大学が37%、短期大学が45%、専修学校等が18%となっており、特に、大学での保育士養成が年々増加している。

養成施設では、毎年約4万5千人が保育士資格を取得しているが、その約8割は幼稚園教諭免許1種または2種を同時に取得しており、全国統計では、養成施設を卒業して保育所に勤務する者が約46%、幼稚園に勤務する者が約21%となっている。しかし、保育士の平均勤続年数は全産業平均に比べ、低い現状にある。また、保育士資格取得者のうち現在は保育に従事していない者が60万人以上いると考えられる。

保育士資格は、養成施設を卒業するほか、保育士試験に合格することにより取得できる。多様な人材を確保する観点から受験資格が徐々に緩和されているほか、幼稚園教諭免許取得者には一定の科目が免除されている。なお、保育士試験においては保育現場での実習は課せられていない。

保育士試験により毎年、約4,000～5,000人が保育士となっており、試験による資格取得者は全体の約1割となっている。

##### ②保育現場の状況

近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化や保護者の就労状況等の多様化などにより、保育所をはじめ保育現場においては、業務量の拡大や業務内容の多様化等がもたらされ、保育士の疲弊感が増している等の指摘がある。

また、児童・家庭問題の多様化、複雑化に対応するため、保育士の専門性の向上や保育所の組織的対応、地域の関係機関との連携等が必要となっている。さらに、保育現場における教育的機能や子どもの発達保障への期待が高まるとともに、次世代育成支援の観点から中学生、高校生などの体験学習等も進んでおり、様々な場面で、保育士の専門性の向上



が求められている。

このような保育士の専門性の向上のための研修は、自治体や保育団体などにより数多く実施されているが、任意の参加であり、研修の制度化は図られていない。

## (2) 改正の経緯

### ①保育所保育指針の改定

保育士養成課程の見直しは、これまでも保育指針の改定を受け、その翌年に行われてきたが、今回は特に、保育指針の告示化に伴い、その内容を十分に踏まえた養成課程の見直しが必要となった。

新たな保育指針は、保育所の役割や機能を明確にし、保育所が地域における保育の専門機関として社会的責任を果たすことを求めている。また、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性の向上、養護と教育を一体的に行う保育の特性、保育課程の編成や自己評価による保育の改善等の視点を踏まえ、保育所における保育の質の向上をめざし改定されているものである。

なお、平成15年に改正された児童福祉法18条の4において、保育士は「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とされ、このことが、保育指針の改定の内容にも反映されている。

### ②保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育指針の告示と同時に策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」は、国及び地方公共団体において、今後取り組んでいくことが必要な保育施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムであり、各保育所における保育の質の向上につなげていく取組が必要であるとしている。

この中で「国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方を見直しについて検討する」としている。((3) 保育士等の資質・専門性の向上—③)

### ③保育サービスの質に関する調査研究

平成18年度～平成20年度にわたり厚生労働科学研究(政策科学総合研究事業)において、「保育サービスの質に関する調査・研究」(主任研究者:大嶋恭二教授)が行われた。3年間にわたる本研究により、保

育士養成課程の課題や問題点が明らかにされるとともに、複数の養成課程改正案が具体的に示された。また、保育士養成の在り方や今後の展望などについても述べられた。

#### ④ 社会保障審議会少子化対策特別部会

平成21年2月にとりまとめられた「社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」において、現行の保育制度の課題の一つとして、保育所の質の向上をあげている。そして、このためには、保育士の量・質の確保や計画的な養成等が欠かせないとしている。さらに、保育士等が、実務経験と研修受講を通じてステップアップする仕組みについて、詳細を検討している。

### (3) 改正に当たっての基本的考え方

- ① 保育指針の改定内容及び改定・見直しの背景を踏まえ、保育士養成や保育現場における諸課題に対応すべく保育士養成課程等の見直しを行う。その際、保育現場の実践や保育士の専門性を十分に踏まえた内容とする。
- ② 保育現場の実情を踏まえ、実践力や応用力をもった保育士を養成するため、実習や実習指導の充実を図り、より効果的な保育実習にすることが必要である。また、養成施設の増加に伴い、居住型児童福祉施設等における実習受け入れ施設の確保がたいへん難しくなっている実情を踏まえ、実習受け入れ施設の範囲や要件を見直す。
- ③ 保育士養成課程における設置単位数及び履修単位数は、保育士に求められる多様な専門性のうち、必須となる教科目を精選し、本改定では、2年制の課程を想定することを基本とする。このため、現行どおり設置単位数79以上、総履修単位数は68とする。
- ④ 養成課程は現行どおり、教科目を示し、それぞれの教科目について目標、内容を示すこととし、目標は5項目前後、内容は目標に沿った大項目の下に小項目を3～5項目程度たてることを基本とする。なお、目標の記述は、学ぶ側を主体とした書き方に改める。

#### (4) 改正の内容

##### ①教科目の配列

必修科目が6つの系列から構成されることは、現行どおりであるが、このうち、「保育の本質・目的の理解に関する科目」を「保育の本質・目的に関する科目」とし、学びの観点を明確にする。同様に、「保育の内容・方法の理解に関する科目」を「保育の内容・方法に関する科目」と改める。また、「基礎技能」は、子どもの表現を広くとらえながら、子どもの活動や遊びを促していくために「保育の表現技術」と改める。

また、各系列にある教科目の配列順序を精査し、一部変更する。

##### ②教科目の新設

###### ・「保育者論」(講義2単位)

現行の「保育原理」に含まれていた保育士の役割と責務、制度的位置づけ、及び多様な専門性をもった保育者(看護師・栄養士等)との協働などについて学ぶことが重要であるため、「保育者論」を新設する。特に、児童福祉法第18条の4における保育士の定義や、保育士に求められる今日的課題などを踏まえ、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性について学ぶ科目とする。

###### ・「保育の心理学Ⅰ」(講義2単位)、「保育の心理学Ⅱ」(演習1単位)

保育との関連で子どもの発達の過程や学びの過程について学ぶことが重要であるため、「教育心理学」と「発達心理学」を統合し「保育の心理学」を新設する。特に、Ⅱの演習では、観察等を通して子どもの心身の状態や行動等を把握する技術を高め、子ども理解に基づく適切な発達援助を行う実践力を修得できるようにすることが必要である。

###### ・「保育課程論」(講義2単位)

保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことや、保育課程を中心として、計画・実践・省察・評価・改善というサイクルを進めていくことが保育にとって重要であることを踏まえ、「保育課程論」を新設する。

###### ・「保育相談支援」(演習1科目)

保育士の「保護者に対する保育に関する指導」(児童福祉法第18条の4)について具体的に学ぶことが重要であるため、「保育相談支援」

を新設する。保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法を学ぶ。その際、「相談援助」、「家庭支援論」等の科目との関連性や整合性に配慮することが必要である。

### ③教科目の名称の変更等

- ・「児童福祉」を「児童家庭福祉」とする。  
児童福祉の増進とともに、児童の家庭を含めて支援する体制や仕組みが必要となっていることを踏まえ、変更する。
- ・「養護原理」「養護内容」を「社会的養護」、「社会的養護内容」とする。  
社会的養護の名称が浸透していることや社会的養護の重要性を踏まえ、変更する。
- ・「小児保健」を「子どもの保健Ⅰ」「子どもの保健Ⅱ」とする。  
保育現場において、子ども一人一人の心身の状態や発達の過程を踏まえ保健的対応を行うことや、子ども集団全体の健康と安全を考えると等の重要性にかんがみ、「子どもの保健」とする。また、子どもの心身の健康について総合的に理解することが重要であるため、現行の「精神保健」を含む内容とする。  
なお、「児童」と「子ども」の使い分けについては、法令等との関わりが深い「保育の本質・目的に関する科目」の系列においては基本的に「児童」とし、他の系列では、子どもとの関わりや保育実践との関連が強いため、広く社会的に浸透している「子ども」を基本とする。
- ・「小児栄養」を「子どもの食と栄養」とする。  
保育現場において、子ども一人一人の心身の状態や発達過程を踏まえ、子どもの食にかかわる保育実践を行うことや、子ども集団全体の食事と栄養について理解することが重要であるため、「子どもの食と栄養」とする。また、栄養に関する基本的理解に基づく子どもや家庭への栄養指導や食育の重要性を十分踏まえることとする。
- ・「家族援助論」を「家庭支援論」とする。  
家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため、変更する。
- ・「社会福祉援助技術」を「相談援助」とする。

社会福祉士等の養成等において、「社会福祉援助技術」が「相談援助」に改められたことを踏まえるとともに、保育との関連で相談援助の内容や方法について学ぶことが重要であるため「相談援助」に変更する。

- ・「基礎技能」を「保育表現技術」とする。

子どもの表現を広く捉え、子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していくことが重要であることを踏まえ、このような子どもの表現に係る保育士の保育技術を修得する教科として「保育表現技術」に名称を変更する。

また、現行の「基礎技能」の内容にある音楽、造形、体育を、音楽表現、造形表現、身体表現、言語表現とするが、これらに関する表現技術を保育との関連で修得できるようにすることが必要である。

#### ④教科目の移行

- ・「発達心理学」「教育心理学」の内容は、「保育の心理学Ⅰ・Ⅱ」を中心に「教育原理」「保育原理」「障がい児保育」等に移行する。

- ・「精神保健」の内容は、「子どもの保健Ⅰ」を中心に「子どもの保健Ⅱ」「児童家庭福祉」「障がい児保育」等に移行する。

- ・「保育内容」を、「保育内容総論」と「保育内容演習」に分ける。

保育内容の全体的な構造や総体を理解した上で、養護と教育にかかわる領域等について学ぶことが必要であるため、総論と内容演習の教科目を設定する。

#### ⑤単位数の変更

- ・「保育原理」の内容の一部を新設の「保育者論」の内容とすることに伴い、現行「保育原理」4単位を2単位とする。

- ・「障がい児保育」1単位を2単位にする。

保育現場における障がいのある子どもの増加や障がいの多様化などを踏まえ、より専門的な学習が必要となっている。特に発達障がい及びその疑いのある子どもや保護者への支援を含め、保育現場での適切な対応を修得するため、単位数を増やす。

- ・「保育実習Ⅰ」「保育実習指導」計5単位を「保育実習Ⅰ」4単位と「保

育実習指導Ⅰ」2単位とする。また、選択必修科目である「保育実習Ⅱ又はⅢ」にも「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」の1単位を加える。

保育実習における事前事後指導の充実により実習による学びを強化させ、効果的学習を行うことができるようにするため、3回の保育実習のそれぞれに実習指導を行うこととする。

#### ⑥保育実習Ⅰにおける実習受け入れ施設の範囲や要件の見直し

養成施設の増加に伴う学生の増加や居住型児童福祉施設の減少と通所型児童福祉施設が増加している状況、また、地域における通所型児童福祉施設で学ぶことの意義などを踏まえ、保育実習Ⅰにおける「居住型児童福祉施設等」での実習を居住型に限定せず、障害児通所施設等を含めることにする。

なお、養成施設においては、居住型児童福祉施設等への就職を希望する学生に対し、居住型施設での実習が可能となるよう配慮することが必要である。

以上の内容を踏まえ、保育士養成課程案及び教科目の目標・内容の改正案を別紙1及び2のとおり策定した。

## 2. 保育士試験について

### (1) 見直し・改正の基本的考え方

- ① 保育士養成課程の改正案を「保育士試験出題範囲」に反映させる。すなわち、養成課程の科目名の変更に伴い、試験科目名を変更する。また、養成課程の「目標」を保育士試験の「出題の基本方針」に、「内容」を「出題範囲」に反映させるとともに、教科目間の関連性等については、「出題上の留意事項」の記載において配慮する。
- ② 養成課程の教科目のうち試験科目にない科目について配慮する必要があるが、試験科目としては現行以上に増やさないようにする。
- ③ 多様な人材の確保など、保育士試験が果たしてきた一定の役割を考慮

する必要がある。一方、保育実習が行われないことなどを踏まえ、実技試験等において、保育実践力や応用力を問う内容にするなどの配慮が必要である。

## (2) 保育士試験の改正の内容

### ①試験科目の変更

- ・「現行の「小児保健」と「精神保健」を統合し、「子どもの保健」とする。このため、試験科目が一つ減少する。
- ・「発達心理学」を「保育の心理学」に変更する。また、養成課程の「保育の心理学」の教科日の重要性にかんがみ、得点配分を考慮する。
- ・「児童福祉」は「児童家庭福祉」に、「養護原理」は「社会的養護」に、「小児栄養」は「子どもの食と栄養」に、それぞれ養成課程の教科目名にそろえる。

### ②実技試験（B保育実習実技）の変更

- ・現行の「4. 一般保育」は、他の分野への統合が可能であることから、実技試験の分野から削除する。このため、試験実施者が4分野から3分野を選択して実施することを改め、3分野での実施とする。
- ・現行の試験分野の1の「音楽」は「音楽表現に関する技術」、2の「絵画制作」は「造形表現に関する技術」、3の「言葉」は「言語表現に関する技術」とし、養成課程における「保育表現技術」の内容との関連性を持たせる。また、現行にある「特定課題」「自由課題」を「課題」に集約する。

以上の内容を踏まえ、保育士試験の改正案を別紙3のとおり策定した。

## 3. 保育士養成課程及び保育士試験の改正の内容の周知・伝達

- (1) 保育士養成課程の改正の趣旨・内容が、平成23年度からの実施を目

指し、関係者に十分理解されるよう、様々な方法で周知していくことが必要である。特に、養成施設の教員を対象とした研修の実施や各自自治体の担当者に対する十分な周知が必要である。また、保育現場への伝達及び普及を図り、保育実践の場において養成課程の内容等について、今後、検証されていくことが望まれる。

- (2) 養成施設においては、保育士養成課程の改正を踏まえた講義・演習内容等の見直しを行い、特に新設科目については、関係者で協議するなどの工夫が必要である。また、保育現場との一層の連携・協力が図られることが求められる。
- (3) 保育士試験の改正内容についても、様々な方法で広く周知するとともに、現行の試験から改正後の試験への移行やその時期について、できるだけ受験者の不利益とならないよう配慮することが必要である。
- (4) 保育士試験を実施する者、試験問題の作成に関わる者への改正の趣旨や内容の周知・伝達はもとより、保育士試験の一定のレベルの確保と試験の公平性を保つために関係者による協議等が求められる。



## 第2部 保育士養成課程等における今後の検討課題

### 1. 保育の専門性の構築と保育士のキャリアアップ

- (1) 今日、保育士が保育現場で直面する多様な課題に適切に対応し、子どもの保育と保護者支援を確実に担っていくためには、より高い専門性が求められる。その際、保育士に必要とされる知識・技術・判断力等を明らかにしながら、養成課程や現任研修、保育研究等の充実を図ることが必要であり、保育士の専門性の構築やその検証もこうした取組を通して行われていくことが望まれる。
- (2) 第1部では、当面、2年制の課程を想定することを基本として、保育士養成課程の改正案を示したが、保育士の専門性の構築と質の向上のためには、保育士養成や保育士資格の在り方を見直すことが必要である。そのためにも、4年制課程や大学院での学びなど専門性の更なる向上を視野に入れた養成年限や国家試験の実施の要否等について検討することが必要である。
- (3) 保育士がやりがいを感じながら、将来にわたって働き続けられるようにすることにより、保育現場における質の高い人材を安定的に確保し、その定着を促進していくことが必要である。そのためにも、保育士が目標をもってキャリアアップをめざすことのできる仕組みについて検討していく必要がある。
- (4) 保育現場の組織性を高め、保育士のキャリアアップを図るためにも、保育士の専門性に伴う業務内容やその範囲等について検討することが必要と考えられる。主任保育士の位置づけや新人、中堅、ベテランの役割及び業務内容について全国で一定程度、共通の認識を持てるようにし、その制度的位置づけも含め検討することや、保育士が長期的見通しをもって、自身の資質を向上させていけるような仕組みが必要である。
- (5) 養成施設での基本的な学習の上に、現任研修が重ねられていくことが望まれる。特に、保育士の研修体系に基づく研修の計画的実施と、研修の受講が評価されること等によりステップアップしていくことで、保育士の専門性の向上が期待される。このような仕組みが制度化されていくことが望ましい。また、受講者の主体的取組が尊重される多様な研修方

法や研修形態により、効果的な学びとする等の工夫も検討すべきである。

- (6) 保育の特性や保育士の専門性に根ざした保育実践を明確にしていくことが重要である。そのためにも、幼稚園教諭、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士等、保育と関連する様々な職種の業務内容や専門性との関連で保育士の業務を捉えることが必要である。
- (7) 近年、世界の潮流は幼児教育の振興にあり、保育や幼児教育を担う者の質の向上やその評価に関心が高まっている。特に、遊びや環境を通して子どもの学びを促し、深めていくことや、子どもを観察するための知識や技術、保育の環境を構成することについての専門性等を持つことが重要であり、保育士の養成の方法等について、さらに検討する必要がある。

## 2. 養成施設の質の確保と向上

- (1) 養成施設の教員の質を担保するために、教員の資格要件の内容や資格審査について検討する必要もあると考えられる。特に、養成施設の急増や保育士養成コースの新設に伴い、教員の確保が課題となっており、その質の低下が懸念される。養成施設教員の研修の義務付けや研究等への参画が求められる。
- (2) 養成施設において、保育士がその専門性や経験を生かし養成に携わることが重要であることから、保育士資格のある者、保育現場での保育経験がある者を教員として配置するなど、保育の専門性を有する教員の確保とその育成を視野に入れることが必要である。このために、見通しを持って養成施設の教員を育成する必要がある。
- (3) 養成施設間の連携を図り、特に、地域における保育に関わる課題等について協議したり、関係者が集う場を設けたりしながら、地域の子育て力の向上や児童福祉の推進に養成施設がかかわり、関係機関や地域社会との協働を模索していくことも大切である。

## 3. 養成施設と保育現場等との連携

- (1) 養成課程における保育実習の位置づけを高め、より効果的な実習とするためには、養成施設と実習受け入れ施設との連携が欠かせない。保育実習先における教員の訪問指導の充実や学生、保育士、教員による一定の時間の話し合い等の実施により相互理解が図られることが重要であり、実習評価の基準を保育士の協力により策定するなどの工夫も検討すべきである。なお、その際、受け入れ施設や保育士の負担増について、一定の配慮も必要である。
- (2) 今後は、保育実習の長期化やインターンシップなども視野にいたした検討が望まれる。学生の保育現場への継続的にかかわりによる実践知の獲得は、就職へのモチベーションを高めることにもつながると考えられる。
- (3) 養成施設の教員と保育士等の協働による実践研究が進められることにより、双方の質の向上と専門性の確立が促される。保育に関する理論と実践を結び付けていくことや、保育士の実践知を共有していくことにより保育内容の充実や養成課程における教科内容の充実を図っていくことが必要である。
- (4) 養成施設、保育所、行政の協働により保育士の現任研修運営協議会が設けられ、研修会が実施されている地域もある。養成施設と保育所等児童福祉施設が相互に連携しながら研修の質の向上を図っていくためには有効であり、このような研修の実施方法やその工夫・評価等を含め、検討していくことが必要である。
- (5) 養成施設の教員と保育士、幼稚園・小学校教諭、看護師・保健師、医師等との協働は、地域における子どもの健全育成や保護者の子育て支援に直結するため、養成施設の教員がより社会性をもって、地域社会の様々な人や場、関係機関等と連携していくことが重要であり、保育や子育てに関わるネットワークの形成について検討する必要がある。

本検討会において、以上のような意見が活発に出され、保育士養成の在り方について様々な論議が展開された。

しかし、本検討会は、限られた期間のなか、保育士養成課程及び保育士試験の改正について検討を行ったものであり、多岐にわたる課題について、十分に

検討されたとはいえない。例えば、4年制保育士課程の創設や保育士試験の在り方、保育士のキャリアアップ等についての論議は不十分であり、残された課題も多い。

保育の制度改革の議論においては、保育をめぐる社会的状況、保育士のおかれた現状を踏まえ、その専門性、質の向上のための方策が課題の一つとされているところである。したがって、保育士養成に係る諸課題については、この議論を踏まえつつ、本中間まとめを発展させる形で、引き続き、幅広く検討を行う必要があると考える。